公社一般賃貸住宅 家賃特別減額の対象世帯

公社一般賃貸住宅における家賃特別減額の対象となる世帯は、<u>家賃改定により家賃が引上げとなる世帯で</u>、減額適用開始時点において(1)の所得要件を満たし、かつ(2)の世帯要件のいずれかに該当する世帯です。

(1) 所得要件

世帯人数	世帯の年間総所得
1人	0円 ~ 1,896,000円以下
2人	0 円 ~ 2,276,000 円以下
3人	0円 ~ 2,656,000円以下
4人	0円 ~ 3,036,000円以下
5人※	0 円 ~ 3,416,000 円以下

※5人以上の場合、1人増える毎に上限額に380,000円ずつ加算

(2)世帯要件

次のいずれかに該当する世帯であること。

New Order (- Mary Open) (000 and 000 a	
① 高齢者世帯	同居する家族の中で、年間総収入額が最も多い方の年齢が65歳以上の世帯
② ひとり親世帯	父親または母親と子どものみの世帯構成で、世帯の中で父親または母親の年間総収入額が最も多く、かつ 20 歳未満の子どもを扶養している世帯
③ 心身障がい者世帯	次のいずれかの方を含む世帯 ・「身体障害者手帳」 1~4級の方 ・「愛の手帳」 1~3度の方 ・「精神障害者保健福祉手帳」 1·2級の方 ・「戦傷病者手帳」 恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の方
④ 生活保護世帯	生活保護法に基づく住宅扶助を世帯全員が受給しており、家賃改定後の家賃 が住宅扶助限度額より高い世帯